

# 女性活躍推進法に基づく一般事業主 行動計画

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を次の通り策定し、女性が就業継続し活躍できる雇用環境の整備を行う。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日

2. 目標と取組内容

目 標 1 男女の平均勤続年数の差異6年を均等にするために努力する。

- ・就業規則等を見直し、働きやすい環境を整備する。

目 標 2 管理職社員に占める女性社員の割合を現在の31.5%から40%まで増やす。

- ・職域の拡充を図り人材を簡拔し、積極的に女性社員を管理職に登用する。

以上